

第51回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

第51期

2022年4月1日 から

2023年3月31日 まで



上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りします。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数 4社
 - ・主要な連結子会社の名称 第一プレミア証券株式会社
- ② 非連結子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・持分法を適用した関連会社の数 1社
 - ・主要な会社等の名称 クラウドバンク株式会社
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況
該当事項はありません。
- ④ 持分法適用手続に関する特記事項
該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

①連結範囲の変更

当連結会計年度からKinka (BVI) ,LTD. 、一般社団法人ゴールド基金、合同会社ゴールド・マネジメントを連結範囲に含めております。これはKinka (BVI) ,LTD. 、一般社団法人ゴールド基金は第一商品株式会社が発起人として100%出資をし、新たに設立したものであり、合同会社ゴールド・マネジメントは一般社団法人ゴールド基金が発起人として100%出資をし、新たに設立したものであり、連結の範囲に含めることとしたものであります。

②持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ハ. 棚卸資産

・商品

主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・貯蔵品

個別法による原価法によっております。

ニ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法（取得原価は移動平均法により算出）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

また、取得価額10万以上20万未満の少額減価償却資産については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 訴訟損失引当金 係争中の商品先物取引及び外国為替証拠金取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積り、損失見込み額を計上しております。
- ニ. 金融商品取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…借入金、社債、売掛金、買掛金
- ハ. ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
- イ. 金地金事業 金地金事業の取引については、国内での対面形式では1キログラム単位で、インターネット形式では1,000円単位で商品を販売しており、国外では暗号資産を対価として商品を販売しており、顧客との契約に基づき商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
- ロ. 投資・金融サービス事業 投資・金融サービス事業については、顧客からの売買注文を流通市場に取り次ぐ履行義務を負っております。取引が成立した時点で履行義務が充足され、一時点で収益を認識しております。
- ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

この変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

① 訴訟損失引当金

イ. 科目名及び当連結会計年度計上額

勘定科目	当年度計上額
訴訟損失引当金	59,715千円

ロ. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループにおいては、訴訟による損失見込額を経過状況等に基づき合理的に見積り計上しておりますが、判決等の結果によっては見積額と実際の損失額に乖離が生じ、その場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性がございます。

② 関係会社株式の評価

イ. 科目名及び当連結会計年度計上額

勘定科目	当年度計上額
投資有価証券	320,498千円

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券のうち、市場価格のある株式以外については、投資有価証券の実質価額が著しく低下した場合で、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額を行うこととしております。

投資有価証券の実質価額の低下の把握や回復可能性の判定においては、対象となる投資有価証券の取得時の将来計画との比較及び最新の将来計画に基づき検討しております。

上記の見積り及び仮定について、将来の不確実な経営環境の変化等により見直しが必要になった場合には、のれんの減損処理が必要となる可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保等に供している資産及び担保に係る債務

① 担保等として差入れた有価証券

信用取引借入金の本担保証券 569,330 千円

差入保証金代用有価証券 390,638 千円

② 担保等として受入れた有価証券

信用取引貸付金の本担保証券 569,330 千円

受入保証金代用有価証券 408,330 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

21,832 千円

(3) 特別法上の準備金

特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5の規定に基づく、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 偶発債務

2023年3月末において、商品先物取引の受託に関し、当社グループを被告とする損害賠償請求件数が3件（請求額409,040千円）となっております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 28,927,207株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等
該当事項はありません。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末
第2回新株予約権	普通株式	20,000

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、個人投資家を対象とした金地金の販売、株式委託売買業務、外国為替委託売買業務、並びに先物委託売買業務等を行っており、これらの業務に必要な資金は自己資本による方針であります。それらの資金は、主として決済用預金や信用取引等における顧客への貸付金、差入保証金を含めた業者間決済資金などに充当されております。一方、顧客から受け入れた預り金や受入保証金のうち、「金融商品取引法」に基づくものは、同法に基づき顧客分別金信託等で運用しております。また、余剰資金については安全性を重視し、国債や銀行預金で運用しております。
 - ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券である株式は、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については、発行体の財務状況の悪化により、実質価額の低下リスクに晒されております。
顧客分別金等（顧客からの預り金や受入保証金等を信託銀行に預託した顧客分別金信託）は、銀行勘定貸及びコールローンを中心に運用しておりますが、それらを預入している金融機関の信用リスク、及びそれぞれの時価の変動リスクに晒されております。信用取引業務における顧客への信用取引貸付金は、顧客から担保を確保しておりますが、顧客の信用リスクに晒されております。
固定化営業債権は、2023年3月31日より1年以上前に発生した無担保委託者未収金であり、委託者の信用リスクに晒されております。
破産更生債権等は、元従業員およびその親族に対するものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。
金融負債である信用取引貸証券受入金は、信用取引業務における顧客の信用取引の売建に係る売付代金相当額です。

また、自己の計算に基づく時価の変動または市場・商品間の価格差等を利用して利益を追求するディーリング業務があり、これらは株式・金利・為替等の市場価格の変動リスクや、発行体の信用リスクのほか、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生する信用リスク等に晒されます。

デリバティブ取引は、商品先物取引及びオプション取引については受託業務を円滑に実施し、商品先物市場の機能維持を主たる目的としております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、信用リスクに関する管理規定に従い、営業債権及び貸付金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用情報を把握する体制をしております。

また、当社グループにおける金融商品に係るリスク管理は、関連する法令や当社で定めた規定・ルールに従い、信用リスク、市場リスクに関しては「金融商品取引法」に基づき業務部においてそのリスク相当額及び自己資本規制比率の算定を行うことで定量的に把握しております。信用取引に関するリスクに関しては、顧客への与信状況のほか、当社全体としての建玉状況や個別銘柄の建玉状況の管理等の監視をコンプライアンス部で行っております。

その他、信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理として、当社が保有する預金は、預金保険制度により全額保護される当座預金や利息が付かない普通預金（決済用預金）とすることを基本方針としておりますが、預金保険制度においてペイオフの対象となる普通預金に残高を持つ場合は、資金繰り等を勘案して、極力残高が膨らまないよう留意して管理しております。

ii 市場リスク（株価、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引については、社内規程に従って行っており、商品先物市場における建玉数量は各商品取引所の市場管理要綱に定める数量の範囲内とし、取引全体の投資限度額は社内規定の定める基準の範囲内としております。担当責任者は日々の業務終了時に、担当部署から報告資料の提出を受け、社内規程等を順守しているか確認しております。

iii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性リスクを管理しております。

IV 金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を盛り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「証券業における預託金」「証券業における信用取引資産」「証券業における短期差入保証金」「未払法人税等」「証券業における信用取引負債」「証券業における預り金」「証券業

における受入保証金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	845,858	845,858	—
その他有価証券	273,009		
(2) 固定化営業債権	△260,484		
貸倒引当金(※)	12,525	12,525	—
(3) 破産更生債権等	9,282		
貸倒引当金(※)	△9,282		
	—	—	—
資 産 計	858,383	858,383	—

(※) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項。

資 産

(1) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(2) 固定化営業債権・(3)破産更生債権等

固定化営業債権や破産更生債権等は回収不能見込額に基づき個別に貸倒見積額を算定していることから、時価は帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	320,498千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	845,858	—	—	845,858

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
固定化営業債権	—	—	273,009	273,009
破産更生債権	—	—	9,282	9,282

(注)時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

1 投資有価証券

投資有価証券は、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

2 固定化営業債権

固定化営業債権は、担保による回収見込額等を基に算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております

3 破産更生債権

破産更生債権は、回収見込額等を基に算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

単位：千円

	報告セグメント		
	金地金	投資・金融サービス	計
一定時点で移転される財	4,260,222	353,771	4,613,993
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	4,260,222	353,771	4,613,993
その他の収益	—	23,293	23,293
外部顧客への売上高	4,260,222	377,064	4,637,686

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 165円29銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △13円14銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

簡易株式交換による Personal Capital 株式会社株式の取得（完全子会社）

当社グループは、早期黒字化を達成するため、金地金関連事業、証券事業に次ぐ新たな収益源の確保を目的として、2023年6月15日を効力発生日として、Personal Capital 株式会社との間で、2023年5月17日付にて、Personal Capital 株式会社を完全子会社とする株式交換契約を締結しました。

株式交換の要旨

1. 株式交換の日程

取締役会承認（当社）	2023年5月17日
取締役会承認（Personal Capital 株式会社）	2023年5月17日
契約締結日	2023年5月17日
株主総会（Personal Capital 株式会社）	2023年5月25日
株式交換の効力発生日（予定日）	2023年6月15日（予定）

なお、本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに行われる予定です。また、上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。

2. 株式交換の方式

当社を完全親会社、Personal Capital 株式会社を完全子会社とする株式交換です。

3. 株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株主交換完全親会社)	Personal Capital 株式会社 (株主交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率	1	140
株式交換により交付する株式数	当社の普通株式 1,933,400 株(予定)	

(注) 1. 株式の割当比率

Personal Capital 株式会社普通株式1株に対し、当社普通株式140株を割当交付いたします。

2. 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式1,933,400株を割当交付する予定です。なお、交付する株式の一部については、当社が保有する自己株式790,064株を充当し、残りの株式については、新たに普通株式を発行する予定です。

3. Personal Capital 株式会社の発行済み株式の数

Personal Capital 株式会社の発行済み株式は、普通株式10,500株、A種種類株式4,770株（うち自己株式2,960株（普通株式260株、A種種類株式2,700株））となります。当該A種種類株式は、2023年5月25日に開催予定の同社の臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、その発行要項に従って、A種種類株式1株につき、普通株式1株が交付される予定です。また、Personal Capital 株式会社は、第1回新株予約権1,500個を発行しており、株式交換効力発生日までにそのすべてが行使され、普通株式1,500株が交付される予定です。

また、Personal Capital 株式会社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、Personal Capital 株式会社保有する自己株式の全部を消却する予定です。

4. 株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

Personal Capital 株式会社は、第1回新株予約権を発行しております。当該新株予約権のすべては、株式交換効力発生日までにすべて行使される予定です。

5. 株式交換に係る割当ての内容の根拠

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社並びに Personal Capital 株式会社から独立した第三者算定機関であるアカウントワークス株式会社（以下、「AW社」といいます。）に当社及び Personal Capital 株式会社の株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼することとしました。

当社は、第三者算定機関から提出を受けた株式価値並びに株式交換比率の算定結果を参考に、Personal Capital 株式会社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、Personal Capital 株式会社の評価額が妥当であると判断しました。

6. 算定の概要

AW社は、上場会社である当社普通株式については、東京証券取引所スタンダード市場に上場し、市場価値が存在することから市場株価法を採用しました。当社株式の市場株価法においては2023年4月30日を算定基準日として、基準日までの直近1か月間、直近3か月間、及び直近6か月間における終値単純平均値を算定の基礎としております。これにより算定された、当社株式の1株当たりの価額の評価レンジは以下の通りです。

算定方法	算定結果
市場株価法	125～133円

また、AW社は、Personal Capital 社の普通株式については、非上場会社であることその他、事業の状況や規模等を勘案した結果、対象会社の株式価値を客観性と信頼性を持って算定する方法として、修正簿価純資産法を採用しました。

算定方法	算定結果
修正簿価純資産法	17,731円

上記価格は、Personal Capital 社の潜在株式である同社の第1回新株予約権が行使されること前提としております。

なお、同新株予約権が行使されない場合の当社普通株式の1株当たり株式価値を19,733円と算定しております。

7. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得の会計処理を適用する見込みであります。

和解の成立

当社は、以前事業として行っていた商品先物取引の元委託者より、2022年5月20日付で控訴された損害賠償請求事件について、裁判所より和解勧告がなされ、2023年5月31日に当社が和解金35,000千円を支払うことで和解が成立しました。2024年3月期第1四半期において、訴訟引当金取崩益54,948千円と支払和解金35,000千円の差額19,948千円を、営業利益として計上する見込みです。

13. その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③訴訟損失引当金

係争中の商品先物取引及び外国為替証拠金取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積もり、損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

金地金事業

金地金事業の取引については、国内での対面形式では1キログラム単位で、インターネット形式では1,000円単位で商品を販売しており、国外では暗号資産を対価として商品を販売しており、顧客との契約に基づき商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

この変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りであります。

① 訴訟損失引当金

イ. 科目名及び当事業年度計上額

勘定科目	当事業年度
訴訟損失引当金	59,715千円

ロ. 会計上の見積りの内容について、計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 訴訟損失引当金」に記載した内容と同一であります。

② 関係会社株式の評価

イ. 科目名及び当事業年度計上額

勘定科目	当事業年度
関係会社株式	320,498千円

ロ. 会計上の見積りの内容について、計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 関係会社株式の評価」に記載した内容と同一であります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

10,723千円

(3) 偶発債務

2023年3月末において、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が2件（請求額403,508千円）となっております。

- (4) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）
 金銭債権 422,584千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
洲本市他	遊休資産	土地
本社	パーティション	建物付属設備
本社	ADサーバー	什器備品
本社	暗号資産管理システム	ソフトウェア

当社は原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別にグルーピングを行っております。

当社は、固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として6,132千円計上いたしました。

当社は遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っており減損損失は、土地151千円であります。

回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、原則として固定資産税評価額を合理的に調整した価額によっております。売却等が困難な資産は備忘価額1円として評価しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引の取引高の総額	6,469,043千円
営業取引以外の取引高の総額	1,270千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	790,064株	－株	－株	790,064株

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金及び貸倒引当金等であります。なお、繰延税金資産には

全額評価性引当額を計上しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	第一プレミア証券株式会社	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	63,000	短期貸付金	100,000
				資金の回収	93,000		
				受取利息 (注1)	1,270	—	—
				不動産の転貸等	28,386	—	—
				地金の販売 (注4)	2,403,998	—	—
				地金の買取 (注4)	3,369,354	—	—
				自己売買資金の預入	322,584	差入保証金	282,113

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	クラウド バンク 株式会社	所有 直接20.2%	役員の兼任	地金の販売 (注4)	379,526	—	—
				地金の買取 (注4)	287,778	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

注1：金銭の貸付の金利については、市場金利等を勘案した合理的な利率であります。

注2：取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

注3：関連当事者に該当した後の取引を集計しております。

注4：市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

- (3) 役員及び個人株主等
該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 166円65銭
(2) 1株当たり当期純損失 △15円03銭

13. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表に記載のものと同様であります。

14. その他の注記

該当事項はありません。